戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十三年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第千九百八十九号」を「、同理事会決議第千九百八十九号、同理事会決議第二千二百五十三号及び同理事会決議第二千二百五十五号」に改め、同条第二項中「及び同理事会決議第千九百八十九号」を「、同理事会決議第千九百八十九号及び同理事会決議第二千二百五十三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○財務省令第四十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第五項の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十五回特別給付金国庫債券」を「第二十八回特別給付金国庫債券」に改め、同条第二項中「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）附則第四条第一項」を「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）附則第四条第一項」に改める。

第二条第二項中「第二十五回特別給付金国庫債券」を「第二十八回特別給付金国庫債券」に、「十五万円、七万五千円」を「五十万円、四十五万円、三十万円、二十五万円、二十二万五千円、十五万円及び七万五千円」に改める。

第三条から第十一条までの規定中「第二十五回特別給付金国庫債券」を「第二十八回特別給付金国庫債券」に改める。

第二号書式（その2）中「第二十五回特別給付金国庫債券印鑑等届出書」を「第二十八回特別給付金国庫債券印鑑等届出書」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令による第十三回特別給付金国庫債券及び第二十五回特別給付金国庫債券については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十三号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第十三条及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久